

## 土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第2号の規定に基づき、平成30年4月16日から2週間の土地家屋調査士業務の停止の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成30年4月25日

宇都宮地方法務局長 鈴木 朗

記

氏名 荒井 邦清

所属する土地家屋調査士会 栃木県土地家屋調査士会

登録番号 栃木第746号

事務所の所在地 栃木県宇都宮市西原町3554番地  
4

違反行為 職責、虚偽の調査、会則の遵守義務違反等